

ページ	まとめシート	項目	改正種別	改正内容	改正前	改正後
288	7	2.税制 賃上げ促進税制 下から1行目	数値変更	最大控除率	最大で給与の増加額の 45% が控除される税制です	最大で給与の増加額の 35% が控除される税制です
289	7	2.税制 賃上げ促進税制 上から4行目	廃止	教育訓練費上乘せ措置	教育訓練のための費用を前年度比5%以上増加させた場合、かつ、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上の場合、控除率を10%上乘せできます。	削除 (教育訓練費上乘せ措置については廃止となりました)
299	10	1.事業継承支援 税制措置 上から2行目	期限の延長	法人版事業承継税制	2026年3月31日 までに特例承継計画を提出し	2027年9月30日 までに特例承継計画を提出し
292	8	3. 女性・若者/ シニア起業家支援資金 上から1行目	数値変更	運転資金貸付期間	貸付期間は、運転資金が 7年 以内 (据置期間2年)	貸付期間は、運転資金が 10年 以内 (据置期間2年)
314	14	ものづくり補助金	制度統合	補助金制度の見直し	ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)	中小企業新事業進出促進事業 (補助金) へ統合